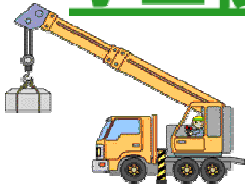


小型移動式クレーン運転技能講習(12月)



労働安全衛生法の規定により、つり上げ荷重1t以上5t未満の小型移動式クレーンについては、都道府県労働局長に登録する機関が行う技能講習を修了した者でなければ運転できないことになっております。

●実施要領

受講資格	満18歳以上の方ならどなたでも受講できます。		
講習日時	平成28年12月7日(水)～9日(金)	7日 9:00～17:15	学科
		8日 9:00～17:15	学科
	※講習初日は、8時50分までにお越しください。	9日 8:00～17:20	実技
	※遅刻、早退、欠席がある場合は修了試験の受験資格が無くなりますのでご注意ください。		
講習会場	スキルアップセンターとまこまい 苫小牧市新開町4丁目6番12号 Tel:0144(55)6622		
申込方法	受講希望者は、受講申込書に所要の事項を記入し、 写真3枚 (1枚は申込書に貼付すること)、 官製ハガキ1枚 、 受講料 、 テキスト代 を添えスキルアップセンターとまこまい TEL 0144-55-6622にお申込下さい。 折り返し受講票と領収書を発行致します。 ※修了証の郵送をご希望の方は、392円分の切手を貼った封筒を申込時に提出して下さい。		
申込期間	平成28年8月29日(月)～11月25日(金)まで		
受講料	・全科目受講 34,884円 ・テキスト代 1,645円	・一部免除 32,832円	
定員	8名		
※一部免除受講者は、その該当する資格のコピーを必ず申込用紙に添付すること。 ※官製ハガキは、修了試験の可否通知に使用するので、発送先の住所を記入のこと。 ※写真サイズは3.0cm×2.5cm、裏面に氏名を記入 無帽・上半身正面・背景なし で撮影した鮮明なもの。ポラロイド写真、昇華型のプリンターで印刷した写真は不可。			

●講習内容

区分	講習内容	講習時間
学科	小型移動式クレーンに関する知識	6時間
	小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	3時間
	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	3時間
	関係法令	1時間
実技	小型移動式クレーンの運転	6時間
	小型移動式クレーンの運転のための合図	1時間
計		20時間

●修了試験科目の免除

下表に該当する方は、講習は全て受けていただきますが、修了試験科目が一部免除されます。

免除該当者	免除科目
1. クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者	・小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 ・小型移動式クレーンの運転のための合図
2. 床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者	

裏面へ続く…

●修了試験

講習終了後ただちに修了試験を行います。修了試験は学科試験（1時間）と実技試験があります。

●技能講習修了証の発行

この技能講習の所定科目を受講し、かつ修了試験（学科及び実技）に合格した者に対し修了証を交付します。

●その他

- (1) 定員は8名となっております。
申込み締切日以前であっても、定員に達し次第受付を打ち切ります。
また、受講申込みが5名未満の場合は中止となります。ご了承下さい。
- (2) 申込締切日以降は、講習が中止になった場合を除き、受講取消などいかなる理由があっても受講料、テキスト代は返金いたしませんのでご了承下さい。
- (3) **講習初日は、8時50分までにお越しください。**
- (4) 講習当日は、必ず筆記用具を持参してください。
- (5) 実技講習時には、必ず作業服、ヘルメット、安全靴、作業用手袋等を装着してください。
- (6) 昼食は、各自弁当を持参されるか、外の食堂施設を利用してください。
- (7) 万が一、修了試験が不合格となった場合には、以下の2つの方法を選ぶことができます。

区 分	内 容	料 金
①補講+再試験	補講と再試験を次回の講習実施時に受けていただきます。	4,050円
②再試験のみ受験	訓練センターが指定する日に再試験を受けていただきます。	1,026円

※建設労働者確保育成助成金(技能実習-経費助成・賃金助成)について

訓練センターが実施する技能講習を従業員に受講させる場合、北海道労働局の建設労働者確保育成助成金(技能実習-経費助成・賃金助成)を活用し、事業主が賃金や受講料に対する助成を受けることができます。

○建設教育訓練助成金 技能実習(経費助成・賃金助成)の助成額

- ・経費助成 受講料+テキスト代の80%
- ・賃金助成 1日あたり、8,000円

【利用できる事業主】

- ・雇用保険料率が1,000分の14の中小建設事業主であること。
- ・受講料を事業主が負担していること。
- ・雇用保険適用事業主であること。
- ・受講者が雇用保険の被保険者であること。
- ・講習期間中も出勤扱いで、通常賃金以上が支払われること。
- ・受講時間が企業の所定労働時間外に及ぶ場合は、割増賃金を支払うこと。
- ・受講者が全カリキュラムの7割以上を受講すること。

※この助成金を申請する為に、講習開始日以前に当職業訓練センターと助成金申請者(事業主)との間で委託契約を結ぶ必要があります。

講習終了後に委託契約を結ぶことは出来ませんのでご注意ください。

また、講習が始まる**1ヶ月前までに北海道労働局に計画届の提出が必要**となります。

申請に必要な書類は訓練センターから提供いたしますが、申請は各事業所で行っていただきます。

一般社団法人 苫小牧地域職業訓練センター運営協会

苫小牧市新開町4丁目6番12号

電 話 0144-55-6622

F A X 0144-51-2225